

第三十二条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の

三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

二 (略)	一 (略)	
	要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分
	ユニット型個室	一日につき千三百七十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百七十円
	従来型個室（特養等）	一日につき八百八十円
	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千三百七十円
	多床室（特養等）	一日につき四百三十円
	多床室（老健・医療院等）	一日につき四百三十円
	ユニット型個室	一日につき八百八十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき五百五十円

改正前

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

二 (略)	一 (略)	
	要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分
	ユニット型個室	一日につき千三百十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百十円
	従来型個室（特養等）	一日につき八百二十円
	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千三百十円
	多床室（特養等）	一日につき三百七十円
	多床室（老健・医療院等）	一日につき三百七十円
	ユニット型個室	一日につき八百二十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき四百九十円

備考 一〇六 (略)	三			
	(略)			
(略)	従来型個室(特養等)	一日につき四	百八十円	
	従来型個室(老健・医療院等)	一日につき五	百五十円	
	多床室(特養等)	一日につき四	百三十円	
	多床室(老健・医療院等)	一日につき四	百三十円	
	ユニット型個室	一日につき八	百八十円	
	ユニット型個室的多床室	一日につき五	百五十円	
	従来型個室(特養等)	一日につき三	百八十円	
	従来型個室(老健・医療院等)	一日につき五	百五十円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 一〇六 (略)	三			
	(略)			
(略)	従来型個室(特養等)	一日につき四	百二十円	
	従来型個室(老健・医療院等)	一日につき四	百九十円	
	多床室(特養等)	一日につき三	百七十円	
	多床室(老健・医療院等)	一日につき三	百七十円	
	ユニット型個室	一日につき八	百二十円	
	ユニット型個室的多床室	一日につき四	百九十円	
	従来型個室(特養等)	一日につき三	百二十円	
	従来型個室(老健・医療院等)	一日につき四	百九十円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)